

教義指第1079号  
令和3年3月5日

各市町村教育委員会教育長 }  
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間  
再延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和3年1月7日に国から発出された緊急事態宣言については、昨今特に本県を含む一都三県で感染者の減少が鈍化していることや医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、令和3年3月5日に同宣言の期間再延長が決定されました。

つきましては、同宣言の期間再延長を踏まえ、引き続き感染防止対策を徹底しながら学校の運営を継続していくため、市町村教育委員会におかれましては下記の御対応をお願いいたします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

記

1 学校運営の基本方針について

感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。部活動を除く具体的な対応については、これまで発出した関連通知(1)から(3)を参照する。

2 期間

緊急事態宣言が解除されるまで

3 部活動について

部活動は条件を付して試行的に活動する。地域における感染状況等を踏まえて、各市町村教育委員会が試行を判断する。活動する場合の日数や時間、条件については、関連通知(4)「緊急事態宣言に伴う県立学校の部活動の取扱いについて」を参照するとともに、教科指導に準じた感染防止対策をとる。

なお、緊急事態宣言解除後の活動日数及び時間については、改めて通知します。

## 4 その他

各学校は、「新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート（市町村立学校版）」を活用し、自校の感染防止対策を毎週確認する。

なお、各学校から提出を受けたチェックシートを県全体で集計したところ、複数の学校で以下の点で対応がとられていないことが明らかになった。

- ① 職員室等において、つい立や飛沫防止シート等による感染対策がなされている。
- ② 持ち物として、清潔なハンカチ・ティッシュ・マスク・マスクを保管する際の清潔なビニールや布等を持参させている。

特に、①については、職員室内でクラスターが発生したと考えられる事例があることも踏まえ、各学校においてはマスク等の感染防止対策に加えて、職員室等において、つい立や飛沫感染防止シート等による感染防止対策を講じることが望ましい。

## 5 関連通知

- (1) 令和3年1月8日付け教義指第840号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校の対応について（通知）」（写し）
- (2) 令和3年2月5日付け教義指第935号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」（写し）
- (3) 令和3年2月12日付け教義指第967号「新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底に係る『新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート』の活用及び市町村立中学校等の部活動の中止等について（通知）」（写し）
- (4) 令和3年3月5日付け教保体第1321号「緊急事態宣言に伴う県立学校の部活動の取扱いについて」（写し）

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること  
担 当 市町村支援部義務教育指導課 教育指導担当  
電 話 048-830-6778

体育（保健体育を含む）に関すること  
担 当 県立学校部保健体育課 学校体育担当  
電 話 048-830-6947

健康・安全に関すること  
担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電 話 048-830-6963